

第1日

平成23年12月6日（火）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。これより平成23年第6回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から12月21日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月21日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、

9 番田中保光議員

10 番大庭きみ子議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。本日、市長から議案19件の送付を受けました。これを一括上程し、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成23年第6回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中に、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会では、補正予算について2件、条例の一部改正について6件、工事請負契約の締結について1件、財産の取得について1件、訴えの提起について1件、交通事故による損害賠償について2件、市道路線の認定について1件、指定管理者の指定について5件、合計19件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、補正予算2件について説明申し上げます。

第89号議案平成23年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、汚泥再生処理センター建設工事発注に伴う入札談合事件に係る返還金等について補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ1億7,099万6,000円を追加し、予算総額を274億3,645万3,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、公共交通対策費として相乗りタクシー車両購入費1,590万円を増額いたしました。

民生費では、私立保育園等措置費、子ども医療助成費及び障害者福祉サービス事業費の増により、4,563万8,000円を増額いたしました。

衛生費では、汚泥再生処理センター建設工事発注に伴う入札談合事件に係る国庫補助金を返還するための経費として3,172万9,000円を増額いたしました。

農林水産業費では、園芸振興対策費としてイチジク「とよみつひめ」の光滅菌装置購入費補助金312万9,000円を増額いたしました。

公債費では、汚泥再生処理センター建設工事発注に伴う入札談合事件に係る起債の一部を繰り上げ償還するための経費として7,460万円を増額いたしました。

次に、歳入の内容でございますが、歳出に伴う財源といたしまして地方交付税1,365万9,000円、負担金659万円、国庫支出金1,446万円、県支出金1,485万8,000円、繰入金1億632万9,000円、市債1,510万円を増額いたしました。

続いて、第90号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、事業勘定におきまして、前年度の療養給付費等の確定に伴う国への返還金について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ3,284万9,000円を追加し、予算総額を74億7,371万円といたしました。

次に、第91号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第92号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第93号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定及び第94号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正が施行されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第95号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般廃棄物の処理手数料について、単位及び額の変更を行いたいのので、この条例を制定しようとするものであります。

第96号議案朝倉市公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、合併後の事務事業の一元化調整等に伴い、公共下水道、農業集落排水処理施設、地域排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について、使用料の額の統一等を行

いたいで、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第97号議案工事請負契約の締結につきましては、朝倉市営住宅松の木団地建てかえ建築主体工事を施工するための指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第98号議案財産の取得につきましては、川上慶一郎ほか40人から土地を取得するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第99号議案訴えの提起につきましては、長期にわたり家賃を滞納し、不法に土地を占拠している市営住宅入居者について、住宅及び土地の明け渡し並びに家賃等支払い請求の訴えを提起する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第100号議案及び第101号議案の交通事故による損害賠償につきましては、公務執行中に加害者の過失により発生した交通事故によって被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第102号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、堤中原3号線のほか6路線を市道路線に認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第103号議案指定管理者の指定につきましては、朝倉市体育施設条例第12条の規定に基づき、朝倉市朝倉体育センター、朝倉市朝倉テニスコート、朝倉市朝倉球場及び朝倉市朝倉ゲートボール場の指定管理を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第104号議案指定管理者の指定につきましては、あまぎ水の文化村条例第3条の規定に基づき、朝倉市立あまぎ水の文化村の指定管理を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第105号議案指定管理者の指定につきましては、朝倉市老人福祉センター条例第12条第1項の規定に基づき、朝倉市朝倉老人福祉センター及び朝倉市杷木老人福祉センターの指定管理を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第106号議案指定管理者の指定につきましては、朝倉市三連水車の里あさくら条例第4条の規定に基づき、朝倉市三連水車の里あさくらの指定管理を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、第107号議案指定管理者の指定につきましては、朝倉市川の駅原鶴条例第16条第1項の規定に基づき、朝倉市川の駅原鶴の指定管理を指定するに当たり、地方自治法第

244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上、重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(手嶋源五君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(渡邊義明君) 市長提案の理由の中で第103号議案指定管理者の指定につきまして、朝倉市体育施設条例第2条と説明いたしましたが、正しくは朝倉市体育施設条例第12条の誤りでございます。訂正をお願いいたします。

○議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時12分散会